

令和4年度 いじめ防止基本方針

鹿児島市立郡山中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人権尊重教育の根幹を揺るがす深刻な問題である。

本校では、これまでもいじめは絶対に起きてはならないことであるという認識に立ち、全教育活動を通していじめの未然防止やいじめの早期発見、早期解消に努めてきた。

郡山中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第8条(学校及び学校の教職員の責務)及び同法第13条(学校いじめ防止基本方針)の規定に基づき、これまでの本校の取組をより実効的なものにし、改めて学校全体でいじめ防止に取り組むために策定するものである。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校の生徒に対して、一定の人間関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの特質

- ① いじめは、いつでもどこでも、誰にでも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人の気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくいものである。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ⑤ いじめは、複雑化・深刻化すると人の命に関わるものである。

(3) いじめの態様

- ① 仲間はずれ・集団による無視
話しかけても相手になってももらえない。
- ② 言葉によるいじめ
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ③ 強要
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ④ 暴力
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。また、ひどく叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ たかり
暴力を背景にして、お金や金品をとられたり、要求されたりする。
- ⑥ 金品隠し
金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ ネット上のいじめ
SNSやスマートフォン等を使って、誹謗中傷をされたり、個人情報や画像等を掲載・拡散されたりする。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめ」は、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るものであり、どの生徒でも、加害者にも被害者にもなり得るものである。この「いじめ」は最も身近で深刻な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を、教職員・生徒・保護者・地域が共有し、「いじめ」のない社会を目指してそれぞれが主体的かつ相互に協力して活動する。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に毎日を過ごせる場所であってはならない。そのために、「いじめ」の未然防止及び早期発見・早期対応に組織で取り組み、「いじめ」の起こらない学校風土を築きあげる。

3 いじめ防止対策組織の設置

(1) 名称

「郡山中学校いじめ防止対策委員会」

(2) 構成（通常は生徒指導部会と兼ねる）

校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー（・該当学年主任・該当担任・部活動顧問）

※ その他必要に応じて、民生委員・臨床心理士等との連携を図る。

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ② 年間計画の作成と進捗状況の確認
- ③ いじめ実態調査や学校生活に関するアンケート等の実施及び分析
- ④ いじめ事案への対応
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 教職員への共通理解と資質向上のための研修の計画
- ⑦ 生徒や保護者、地域への情報発信と意識啓発

(4) 運営

通常は、毎週1回開催される生徒指導部会を中心とするが、月1回程度はいじめ防止対策委員会として開催し、いじめ問題に関する報告・連絡及び情報交換を行ったりすることで、情報の共有と指導の連携を図る。

4 いじめ防止へ向けての具体的な取り組み

(1) 未然防止

いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、生徒のコミュニケーション能力の育成や、生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり、互いを認め合える学級・学年集団づくりを進めていくことが大切である。さらに、教師自身の言動や指導の在り方にも細心の注意を払う必要がある。そこで以下の6項目を中心とした取り組みを推進する。

- ① 互いに認め合い、共に成長していく学年・学級づくり
- ② 生徒指導上の諸問題についての共通理解・共通実践
- ③ 家庭環境や配慮を要する生徒についての情報交換
- ④ 生徒会本部及び生活部を中心とした啓発活動
- ⑤ いじめ問題を考える週間における一斉道徳や人権学習会等の実施
- ⑥ 生徒が主体的に活動し、分かりやすい授業実践

(2) 早期発見

いじめは、大人の気付きにくい所で行われることが多く、発見しにくいものであるという認識を踏まえ、複数の目でいじめられている生徒の些細な兆候やサインを見逃さないよう常にアンテナを高く保つことが大切である。そこで以下の5項目を中心とした取り組みを推進する。

- ① 定期的なアンケートや教育相談による生徒の実態の把握(6・10・2月の年3回以上実施)
- ② 共感的生徒理解に関する教職員の資質向上
- ③ 生徒及び保護者との信頼関係の構築
- ④ 学校便りやPTAの会合等を通じた、保護者との情報交換及び啓発活動
- ⑤ 「いじめ対策必携」(鹿児島県教育委員会)等各種資料の活用

(3) 対応

いじめられた生徒へのケアが最も重要であり、いじめに対しては迅速に援助体制を構築し、被害者を守る事を最優先して対応にあたる。そして、再発防止のためには、加害生徒の原因や背景を的確に把握し指導にあたるとともに、いじめを通報した生徒やいじめが起きた集団、保護者等への対応を的確に進める必要がある。そこで以下の5項目を中心とした取り組みを推進する。

- ① 被害生徒及び保護者へのケア
- ② 加害生徒及び保護者への指導
- ③ いじめを通報した生徒及びいじめが起きた集団に対する指導
- ④ 外部人材や関係機関との連携
- ⑤ 望ましい仲間づくりの再構築

○ 「いじめが解消している」状態

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの生徒及び加害生徒を注意深く観察する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

（法第28条第1項 第1号に係る事態）

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

（法第28条第1項 第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と認識し、迅速に調査等に着手する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態であると判断した場合、速やかに鹿児島市教育委員会を通じて市長に報告するとともに、学校が主体となっていじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部人材等を加えた組織（重大事態緊急対策会議）で当該事案に対する調査を行い、事態の解決にあたる。また、鹿児島市教育委員会による指導・支援を仰ぐ。

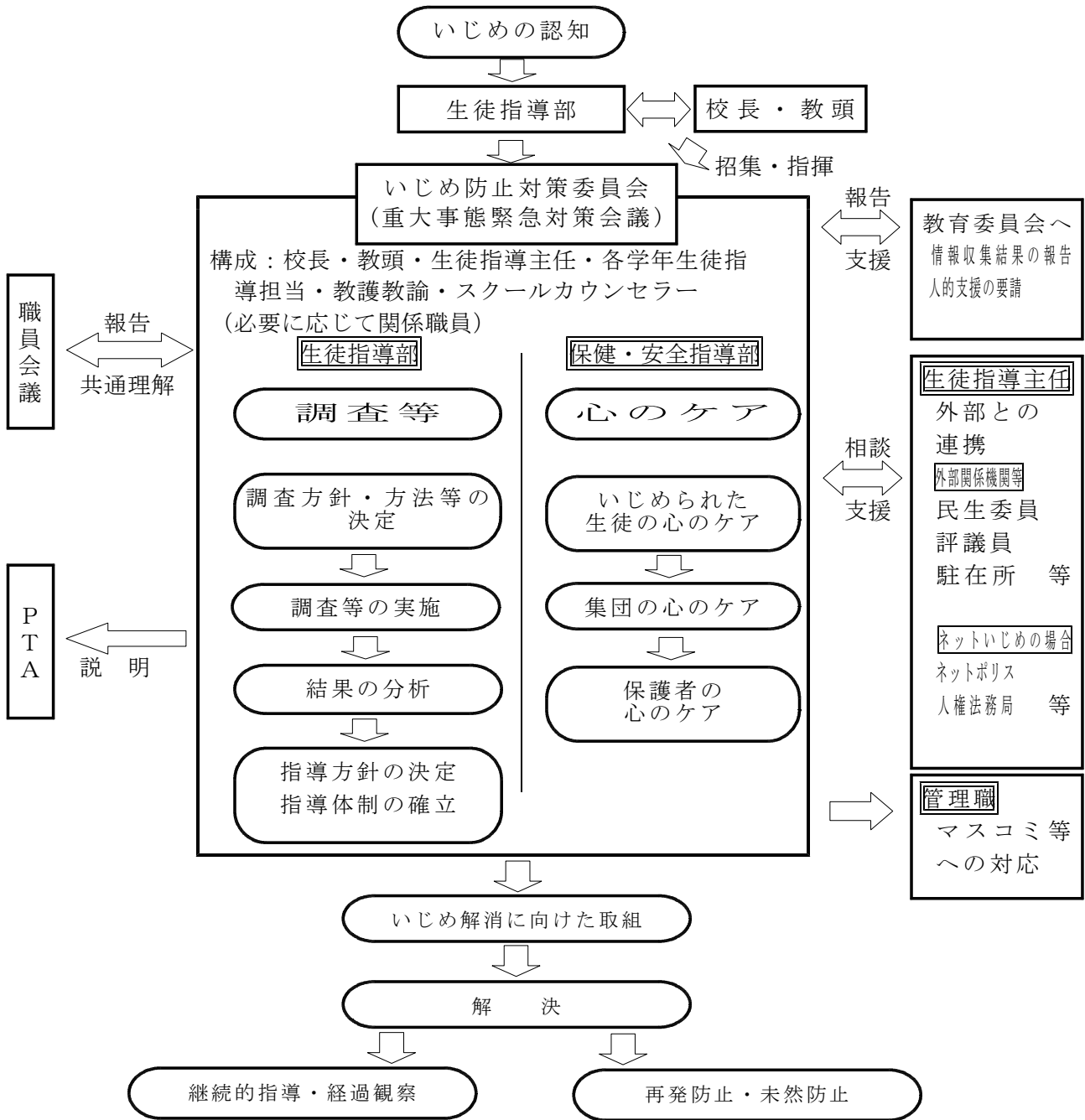
事案によっては、鹿児島市教育委員会が設置する事故等調査委員会の調査等に協力する。

(3) その他

調査等を行うにあたっては、いじめられた生徒及び保護者に対して、調査内容やその趣旨、調査結果等について丁寧な説明を行い、理解を得る。また、マスコミ等への対応などについては、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた情報が提供できるよう、鹿児島市教育委員会と連携を図りながら対応する。

なお、いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査を行い、情報提供してくれた生徒の安全確保はもとより、情報の拡散や風評被害等については、最大限の配慮を行う。

(4) 緊急時の組織的対応



※ 調査にあたっては、いじめを通報した生徒等に十分配慮しながら、事実確認をする。その際は、以下の項目等について、客観的事実関係を速やかに調査する。また、調査にあたっては、情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ① いつ (いつ頃) から
- ② どこで
- ③ 誰が
- ④ 何を、どのように (態様)
- ⑤ なぜ (人間関係や学校の対応に関する課題など)

※ 加害者、被害者にとどまらず、通報者や傍観者を含め、学級・学年・学校集団に対して適切な指導を行い、保護者への丁寧な説明を行うとともに、鹿児島市教育委員会に臨床心理相談員等の人的支援を要請し、心のケアに努める。

6 その他

本いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われているかを適性に評価し、必要に応じて基本方針の見直し、改善等を行う。